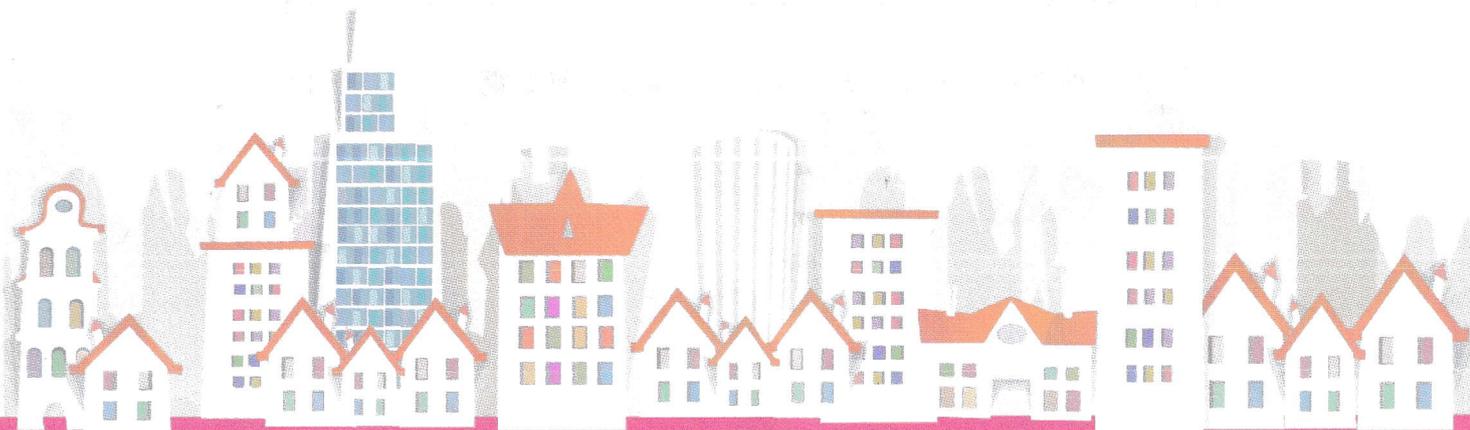


令和3年度版

# 赤い羽根共同募金運動 ハンドブック (戸別募金編)

～助け合い 広がる つながる 赤い羽根～

【赤い羽根ひょうご運動スローガン】



三木市共同募金委員会

# 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	「赤い羽根共同募金」とは・・・・・・・・	2
3.	共同募金はどのように活用されていますか？・・・	3
	●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）	
	●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）	
4.	共同募金の年間スケジュール・・・・・・・・	5
5.	さまざまな募金方法・・・・・・・・	6
6.	共同募金と自治会・・・・・・・・	7
7.	戸別募金の取りまとめスケジュール・・・・・・・・	8
8.	募金活動に際してお届けする物品・・・・・・・・	9
9.	戸別募金の留意点・・・・・・・・	10
	●赤い羽根共同募金の取りまとめについて	
	●募金活動終了後	
	税法上の優遇措置・・・・・・・・	11
10.	おわりに・・・・・・・・	12
11.	参考資料・・・・・・・・	13
	●令和3年度 赤い羽根共同募金運動要綱	14

# 1. はじめに

10月から始まります赤い羽根共同募金運動（共同募金）においては、区長様をはじめ自治会役員、協力者の皆さまには多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

共同募金は、民間の運動として戦争直後の1947年に市民が主体の取り組みとしてスタートし、「戦争の復興支援」、「民間の社会福祉の推進」に活用されてきました。そして共同募金が始まり70年以上が経った今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組むための「地域福祉活動を進めるための財源」として、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、市民主体の運動を進めています。

自治会におかれましては、共同募金開始から、その目的である「市民参加の運動の推進と、福祉に対する関心や共感を高めて活動の参加につなぐ実践」にご協力いただき、地域福祉の推進、発展に大きな役割を担っていただいています。

寄せられた募金は、兵庫県共同募金会を通じて県下の社会福祉施設や団体に、そして社会福祉協議会が中心となった市内の地域福祉活動に配分されています。

運動を展開するにあたり、兵庫県共同募金会や三木市共同募金委員会では、広報活動に努めていますが、募金の必要性や募金の使いみちについて質問もいただいています。

このような状況の中、地域の皆さまに「地域福祉活動を進めるための財源」の理解と共感を得て、募金運動を進めていくために、「共同募金運動ハンドブック」を作成しています。共同募金の趣旨や実際の募金活動の進め方についてまとめておりますので、募金活動の推進にご尽力いただきますみなさまにご活用いただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、つながることが困難な状況です。このような時期だからこそ、これからの新たなつながりづくりを丁寧に進めることで、「赤い羽根共同募金」の役割への期待が高まってくると考えています。

最後になりましたが、秋のご多用の折、誠にお手数をおかけいたしますが、何卒、地域福祉活動推進のため共同募金運動にご協力いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人兵庫県共同募金会  
三木市共同募金委員会  
会長 植田吉則

## 2. 赤い羽根共同募金とは

共同募金は、「地域福祉の推進」を目的とする運動であり、活動の財源です。地域福祉の推進とは、たとえ生活上の課題を抱えても、誰もが自分らしく地域の中で暮らせるように、地域住民、ボランティア、専門機関などが協力して、これらの課題を地域の課題として解決していく取り組みです。

共同募金は、「地域のために何かしたいけれど、何から始めたらよいかわからない」「時間がなくて直接、福祉活動に参加することができない」といった方が、募金を通じて地域福祉の推進に参加できる運動でもあります。子どもから高齢者まで、さまざまな方が参加できる最も身近な社会貢献のしくみともいえます。

また、その募金の多くが地元のまちで使われることから、共同募金は、**自らの募金が“まちづくり”につながる「じぶんの町をよくするしくみ」**であるといえます。

### 共同募金の5つの原則

#### 民間性

さまざまな民間の社会福祉活動の財源として活用されるため、住民の参加による民間の自主的な活動として実施されています。

#### 地域性

都道府県を単位として、募金活動を行い、都道府県内の多様な民間の社会福祉活動の財源となります。

※災害の発生など特別な場合は、他県で活用されることもあります。

#### 計画性

配分計画を立案し、その計画に基づいた募金活動を展開します。

#### 公開性

住民の信頼のうえに成り立つ募金であることから、「募金がいくら集まって、どのように使われたか」を常に公開しています。

#### 参画性

地域で広く呼びかけ、理解と共感を得た募金推進委員の組織的な活動によって展開されています。

### 3. 共同募金はどのように活用されていますか？

#### ●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）

募金のおよそ85%は三木市内で活用されています。

三木市では、令和2年度ご協力いただき寄せられた募金 7,096,167円のうちおよそ85%にあたる 6,004,000円と今年度は地域歳末たすけあい募金の繰越金を合わせた 7,818,000円が、令和3年度に市内の地域福祉活動を進めるための財源として使われています。

残りの15%は兵庫県内の福祉施設や災害時の積立に活用されています。

【令和3年度 赤い羽根共同募金の使いみち】

(単位：円)

事業名	金額
◎地域コミュニティ活動の推進 *市内のふれあいサロン開設ボランティアグループに助成金を交付しています。 *ふれあい会食会活動に補助金を交付しています。	3,140,000
◎ボランティア活動の拠点整備 *ボランティア・市民活動を求めている人とボランティア・市民活動を結びつけたり、他団体とのコーディネート、情報提供等を行うなどの活動に使われます。	515,000
◎活動おこしのための機会づくり *市民による多様なボランティア・市民活動が豊かに展開されるための講座・研修に使われます。 地域学校（学びの場）、Zoom 体験会、各ボランティア活動入門講座 等	490,000
◎当事者組織活動の支援 *市内の当事者組織（セルフヘルプグループ）の活動をまとめた冊子を発行	150,000
◎地域活動車貸出事業 *地域、市民の方が活動に取り組みやすい環境づくりの一つとして地域活動車の貸出をしています。貸出車両の維持管理に使われます。	1,364,000
◎災害時要援護者調査支援事業 *災害時に自力で避難できない方の調査の支援に使われます。	390,000
◎点訳・音訳による事業 *広報や社協だより等を点訳、音訳し視覚障がいのある方へお届けするために使われます。	140,000
◎高齢者行事活動の助成 *高齢者や地域の方の交流と健康増進のための活動支援に使われます。	65,000
◎情報収集・提供・発信事業（社協だより発行等） *地域福祉活動や相談窓口などの情報が掲載された情報誌の発行に使われます。	1,564,000
総計	7,818,000

## ●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）

赤い羽根共同募金の使いみちは、インターネットで公開されています。

### 赤い羽根データベース「はねっと」

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、毎年、全国のおよそ5万件の地域福祉活動や草の根のボランティア活動に助成されています。

平成14年から赤い羽根データベース「はねっと」が導入され、共同募金の使いみちを、全国の市町村ごとに一つひとつ紹介する取り組みが行われています。

### はねっとのホームページ

はねっとは、「<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>」から見る事ができます。

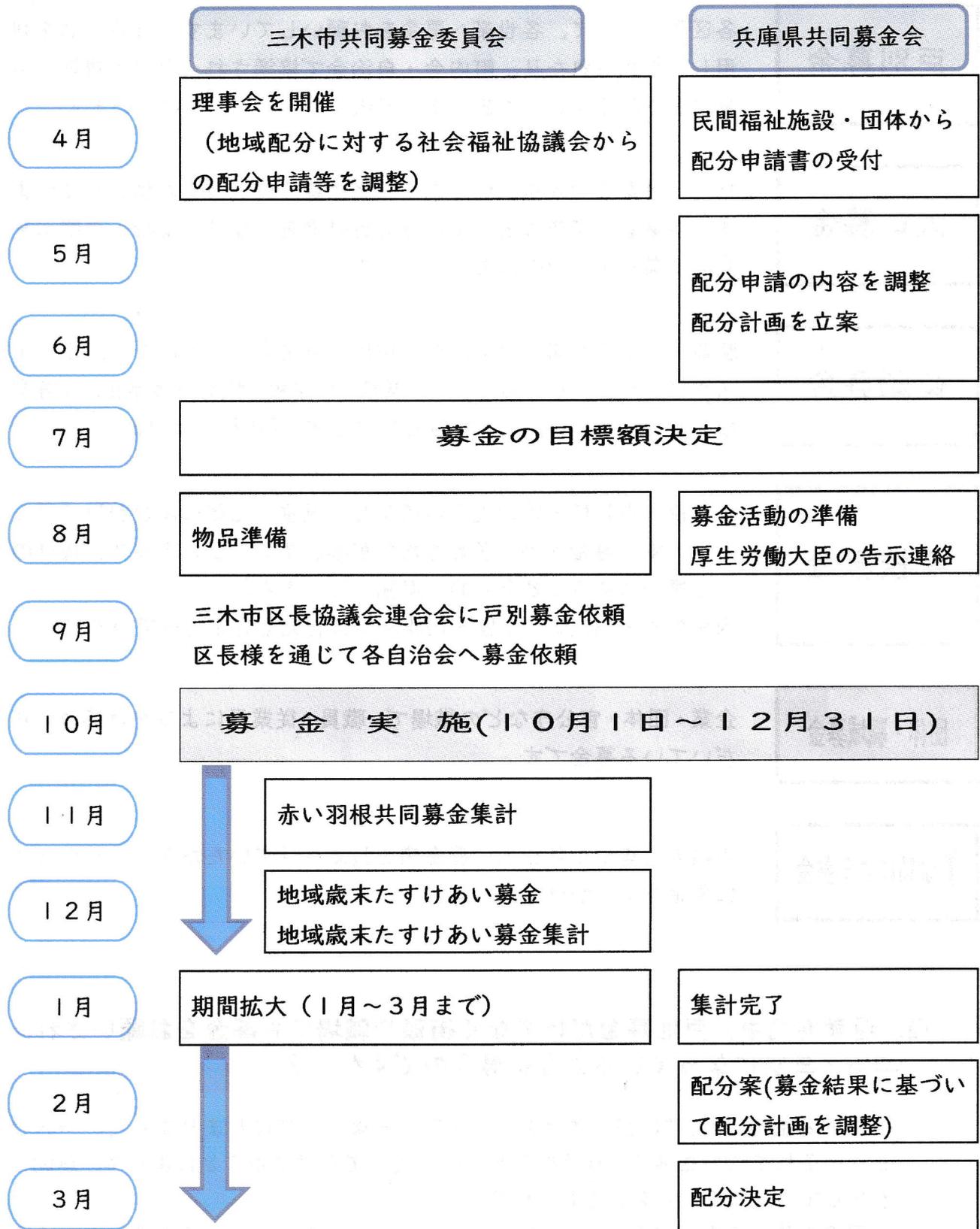
### 赤い羽根共同募金の災害・被災地支援のホームページ

共同募金会では、国内で災害が発生した際に、さまざまな被災者支援活動に取り組んでいます。

①義援金	災害により被災された方への見舞金として、また、被災された方の当面の生活を支える資金として、都道府県行政を通じてお渡します。
②災害等準備金	毎年共同募金の3%を災害等準備金として積み立てています。災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営資金として、被災地のボランティア活動を支援します。

その他の詳しい活動については、「<https://www.akaihane.or.jp/saigai/>」から見る事ができます。

## 4. 共同募金の年間スケジュール



## 5. さまざまな募金方法

### 戸別募金

各区長を通じて、各世帯へ募金をお願いしています。募金封筒を利用して集められたり、町内会・自治会で協議され、自治会費等から募金をされるなど、さまざまな方法でご協力いただいています。

### 大口募金

市内の事業者や商店、個人の方などに募金の協力をお願いしています。事業者や商店にとっては社会貢献運動となり、福祉への関心を高め企業イメージの向上になります。

### 街頭募金

駅前・大型商業店舗等で、広く市民に募金をよびかけます。ボーイスカウトやガールスカウト、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校などの協力をいただき実施しています。(本年度は中止)

### 学校募金

小学校・中学校・特別支援学校などの児童・生徒によびかけて行う募金です。募金活動に子どもたちが参加することによって、福祉の心を豊かにすることを目的に実施しています。

※保育所・認定こども園・幼稚園には啓発活動を行っています。

### 団体・職域募金

企業・団体・官公庁などの職場で、職員・従業員によびかけ協力いただいている募金です。

### 募金箱による募金

市内の店舗や公共施設に募金箱を設置させていただき、多くの方々に募金をよびかけています。

**Q. 運動期間中、戸別募金だけでなく街頭や職場でも募金をお願いされ、二重・三重になっているように思うのですが…？**

A. 共同募金運動は、“国民たすけあい運動”の一環としてはじまりました。一人ひとりがそれぞれの立場で、身近な募金活動を通じて寄付することによって、運動に参加していただくことを目指しています。

募金を集めるだけでなく、「だれもが福祉について考え、参加する機会をつくること」も目的としているため、様々な場面を通じて啓発・募金運動を行っています。いずれかの機会でご協力いただければ幸いです。

## 6. 共同募金と自治会

### ●共同募金と自治会での「戸別募金」について

「赤い羽根共同募金」は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金を支援する活動をしてきました。その後、高度成長期を経て、現在は、民間の社会福祉の推進、地域福祉活動推進の財源として活用されています。

募金の一つである「戸別募金」は運動の開始当初から市民参加による運動の象徴として、今日に至るまで地域福祉を進める財源である赤い羽根共同募金において重要な役割を担っています。

三木市共同募金委員会では、各世帯の皆さまには「戸別募金」を通じて運動への参加をお願いしており、区長様をはじめ、役員の皆さまには、集まりました募金の集約にご協力をお願いしております。

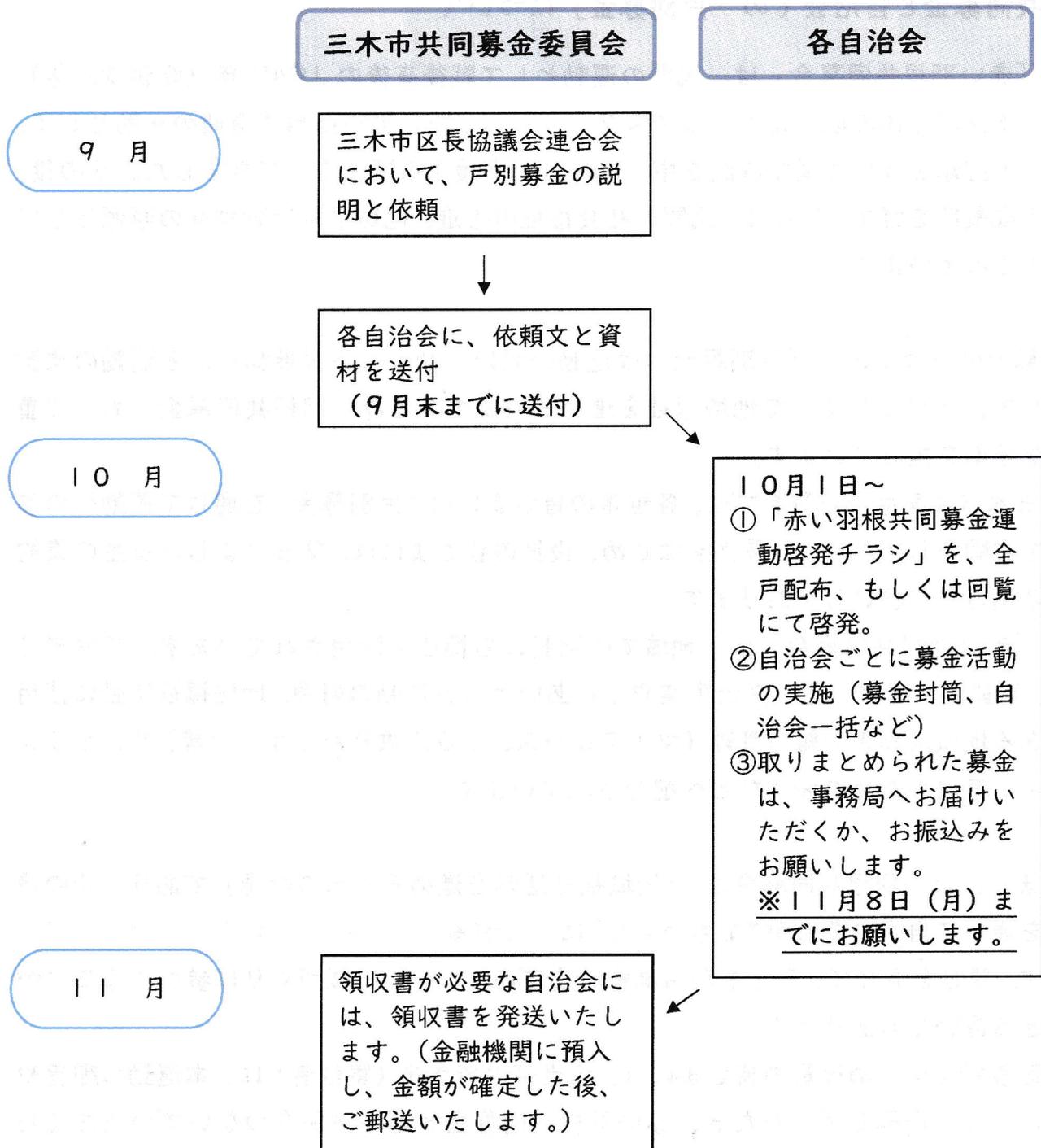
「赤い羽根共同募金」は、地域での活動にも幅広く活用されています。三木市では、高齢者や障がい者の交流事業やふれあいサロン活動の財源、地域福祉活動に使用できる地域活動車の維持管理（マイクロバス、10人乗りハイエース等）や、ボランティア育成のための研修などへ配分されています。

また、赤い羽根共同募金は、「地域福祉活動を進めるための財源」であり、その運動を通じて自らの募金が“まちづくり”につながる「**じぶんの町をよくするしくみ**」です。募金を通じて、子どもから高齢者までみんなが、地域づくりに参加することができる運動でもあります。

区長様をはじめ役員の皆さまには、各世帯の皆さま（寄付者）に、本運動の趣旨や使いみちを理解していただき、赤い羽根共同募金と地域住民をつないでいただくために、ご協力をお願いいたします。

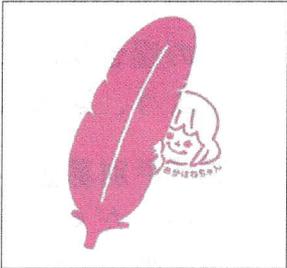
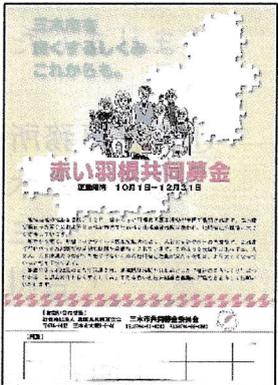


## 7. 戸別募金の取りまとめスケジュール



## 8. 募金活動に際してお届けする物品

6月にご確認させていただきました必要物品数をお届けしております。新たに必要物品がありましたらご連絡ください。

共同募金ハンドブック	本冊子	
払込取扱票	郵便局用の振込用紙です。 振込手数料無料	
赤い羽根シール	啓発のためお渡ししております。各世帯にお配りください。 ※羽根の形のシールになります。	
募金用封筒	長形4号（タテ 20.5cm×9cm） 募金を集められる際にご活用ください。 ※通信欄は各自治会で必要に応じてご利用ください。	
啓発用チラシ （A4サイズ 両面）	共同募金の用途について記載しております。各世帯への配布、または回覧をお願いします。	
戸別領収書 （15枚綴り）	領収書が必要な世帯へお渡しください。 利用された場合は募金と合わせて本会まで控えをお届けください。	

## 9. 戸別募金の留意点

### ●赤い羽根共同募金の取りまとめについて

赤い羽根共同募金の運動期間は10月1日からとなっております。三木市では10月から11月を共同募金運動実施期間、12月を歳末たすけあい運動実施期間として運動を展開しています。

#### 【留意点】

- ① 募金は寄付者の意思によってされるものですので、出来る範囲でご協力いただければ幸いです。諸事情で募金を辞退される方もいらっしゃると思います。その場合は、ご足労かけましたことお詫びしますとともに、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。
- ② 「戸別募金」は前述のとおり、各世帯で共同募金に賛同していただき、ご協力いただくのが本来のあり方です。  
一方で、担い手等の負担軽減など、各自治会の事情により、自治会内で協議され、自治会費等から一括して募金に協力いただく自治会もあります。  
この場合において、自治会として、共同募金にご協力をいただくことは法的にも問題ありません。  
しかしながら、“募金は寄付者の意思”によってされるものであることから、自治会の総会で議決いただき一括で募金の協力をいただく場合には、決定された方法や募金の趣旨、使いみちを自治会の会合や回覧などで、ご周知をお願いいたします。その際には、本会が作成したチラシ等をご活用ください。

### ●募金活動終了後

集まりました募金は、以下の方法で、三木市共同募金委員会事務局にご送金ください。

#### ①直接事務所にお届けいただく方法

窓口：三木市総合保健福祉センター2階 三木市社協内  
(三木市大塚1丁目6番40号)

吉川健康福祉センター1階 よかわステーション内  
(三木市吉川町大沢412)

※事務所は月～金曜日(祝日除く)の午前8時30分～午後5時15分までとなっておりますが、お電話をいただければ午後5時15分以降でもご対応させていただきます。

#### ②郵便局の郵便振替でお振込みいただく方法

※同封の払込取扱票をご利用ください。(振込手数料は無料です。)

#### ③金融機関からお振込みいただく方法

※次のいずれかの口座に振込をお願いします。